

(意見書案第 17 号)

品目横断的経営安定対策についての意見書

我が国農業をめぐる情勢は、担い手の減少や高齢化の進行、WTO協定などの国際規律の強化など厳しさを増しており、これに適切に対応して我が国農業のさらなる発展を期するために、本年度から意欲のある担い手に施策を集中する品目横断的経営安定対策が導入されたところである。

北海道においては、専門的な農家が相当部分を占めていることから、基本的には本対策の着実な推進を通じ、担い手農業者の経営の安定を図っていくことが重要となっている。

しかしながら、具体的な交付金の支払い水準や支払い時期など本対策の細部については、農業者からさまざまな要望が出されているところである。

よって、国においては、本対策が道内の実情を反映した担い手の経営安定に真に資するものとなるよう、下記事項について強く要望する。

記

- 1 品目横断的経営安定対策は、新たな対策であることから、制度の一層の浸透を図るとともに、地域の実情を反映し、真に担い手の経営安定に資するものとなるよう、その政策効果の検証を十分に行うこと。
- 2 本対策の交付金の支払いについては、農業者の営農に支障を来すことのないよう、可能な限り早期に行うよう運用改善を図ること。
- 3 本対策の事務手続については、申請様式の簡素化や申請時期の集約化など可能な限り事務処理の負担軽減を図ること。
- 4 本対策の対象農業者が交付金の交付決定前に後継者や第三者に対し経営移譲した場合の交付金の支払いについては、円滑な経営継承を図る観点から適切に見直すこと。
- 5 小麦の面積単価については、農業者のこれまでの手取り実感とそごがあり、農業者の生産意欲が減退しかねない状況にあることから、適切な対策を講ずること。
- 6 最近の生産資材の価格高騰や従来措置されてきた関連対策の廃止による経営への影響などに十分配慮し、適切な対策を講ずること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により提出する。

平成19年12月14日

釧路市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
農林水産大臣 } 宛